

身近な税金、住民税ってどんな税金？ 1月1日現在の住所地で課税します

「住民税」とは、あなたの住所地の都道府県と、市区町村(石川県の場合は市か町)に納める税金で、この2つの税金(地方税)を合計したものを「個人住民税」といいます。住民税は、地域社会を維持していくための費用を住民で担しようという性格の税金で、個人だけではなく、会社などの法人も「法人住民税」を納めています。また、金融商品には「利子割」「配当割」「株式等譲渡所得割」などの住民税もあります。

所得割額は 前年の所得に応じて課税

個人住民税は、通常は前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず一定金額が課税される「均等割」を合算して納めています。

住民税の大部分を占める所得割は、前年の1月から12月までの1年間の所得を基準に、図表のように計算されます。サラリーマンの場合、勤務先から年末調整の時期に「源泉徴収票」をもらいますが、この内容が、勤務先から住所地の市町に送られ、この前年の所得のデータをもとに、住民税が計算されるわけです。税率は、県と市町を合わせて10%です。均等割は、個人県民税が年額1,500円(石川県の場合)、個人

市民税が年額3,000円です。

住民税を納める方法ですが、給与所得者(サラリーマン)は「特別徴収」といって、給与を支払う事業主が、6月から翌年の5月までの12回に分けて給与から天引きし、事業主が住民税を納付します。それ以外では、「普通徴収」といって、通常、毎年6月に市町から納税通知書(納付書)が送付され、金融機関などで支払います。

前年に一定の所得があれば 今年、無収入でも納税義務

このように個人住民税のルールは、「1月1日の住所地で課税」「前年の所得に課税」が原則ですから、昨年退職した人であっても、また昨年離職して現在失業中の人も、昨年結婚して現在専業主婦の人も、前年に一定の所得があれば、今年収入がなくても、住民税の納税通知書が6月に届くことになります。また、今年1月2日以降お亡くなりになった人にも、住民税の通知書が届くことになるわけです。よく理解しておきましょう。

暮らしのマネープラン
相談センター・所長

サーティファイド
ファイナンシャルプランナー

高橋 昌子



※所得によっては、
非課税措置があります。

所得割額の計算式	(前年の総所得金額等－所得控除額)×税率－税額控除額
個人住民税の税率	所得割・・・県4%+市町6%=合計10% 均等割・・・県1500円+市町3000円=合計4500円

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■トータルマネープラン 4回/3万円

(住宅ローン、保険、年金などの総合的アドバイス)

■マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円

(無理のない予算、購入時期、最適なローン等アドバイス)

■住宅ローンの見直し 2回/1万円

(見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス)

■生命保険の見直し 2回/5000円

(保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス)

■年金・老後資金プラン(退職準備) 4回/3万円

(個人年金、役立つ金融商品、退職後の各種手続き等アドバイス)

■相続に関する相談 5回/5万円

(遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス)

※予約が必要です。

※回数は目安です。



金沢市広岡1-3-1シャムビル18(2F)

☎076-232-2038

暮らしのマネープラン相談センター

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>